

医療費を全額負担した場合（療養費）

次のような場合は、被保険者がいったん医療費の全額を支払い、その後、被保険者の申請により、一部負担金を差し引いた額が払い戻されます。

(1)～(5)すべての申請に、世帯主の個人番号がわかるもの及び来庁者の本人確認書類が必要になります。

(1) 急病等で、保険資格が確認できる書類を持たずに病院にかかったとき

《申請に必要なもの》

- ・ 全額支払った領収書
- ・ レセプト（診療報酬明細書） ※診療の明細ではありません。医療機関へ依頼してください。
- ・ 預金通帳

(2) 治療用装具（補装具）を作ったとき

治療上の必要から医師が関節装具やコルセット等を装着させる場合に支給します。

《申請に必要なもの》

- ・ 治療用装具の内容が分かる領収書
- ・ 診断書および装具装着証明書
- ・ 預金通帳

(3) 柔道整復師の施術を受けたとき

急性または亜急性の外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫等で、柔道整復師による施術を受けた場合に、支給します。

《申請に必要なもの》

- ・ 施術内容と費用がわかる領収書
- ・ 預金通帳

(4) 医師が必要と認めた鍼・灸・マッサージ等の施術を受けたとき

神経痛やリウマチ、麻痺等で、医師の同意に基づいて鍼師・灸師、あんま師、マッサージ師の施術を受けた場合に支給します。

《申請に必要なもの》

- ・ 医師の同意書または診断書
- ・ 施術内容と費用が分かる領収書
- ・ 預金通帳

(5) 海外で急病になり、やむを得ず診療を受けたとき（海外療養費）

海外旅行中に医療を受けて費用を負担した場合に支給します。ただし、治療目的の渡航は除きます。

《申請に必要なもの》

- ・ 診療内容明細書（様式 A）または歯科診療内容明細書（様式 C）
- ・ 領収明細書（様式 B）
- ・ 領収書
- ・ 外国語で作成されている書類には、日本語の翻訳文
- ・ 同意書（病状の確認に係る同意）
- ・ パスポート（渡航が確認できるもの）
- ・ 預金通帳